

豊橋市消防団応援事業における公共施設使用料等の減免補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊橋市消防本部が実施する豊橋市消防団応援事業（以下「消防団応援事業」という。）において公共施設の使用料等を減免又は補助（以下「減免等」という。）することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 消防団応援事業における公共施設の使用料等を減免等する対象者（以下「減免対象者」という。）は、豊橋市消防団員（以下「団員」という。）及び同伴の家族（以下「家族」という。）とする。

(対象施設、利用区分及び減免等の額)

第3条 各施設の利用区分は「家族とのふれあい」及び「体力増進」とする。「家族とのふれあい」については団員及び家族が、「体力増進」については団員が利用できるものとする。

2 対象施設及び減免等の額は別表のとおりとする。

(減免手続)

第4条 減免対象者は、各施設が定める減免申請書の提出に代えて、次に示す証票（別記様式）を各施設入場の際、係員に提示するものとする。

(1) 団員 豊橋市消防団員証

(2) 家族 豊橋市消防団員家族施設利用証

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。


別表（第3条関係）

	施設名	利用区分	
		家族とのふれあい	体力増進
1	豊橋総合動植物公園 (入園料)	◎	×
2	豊橋市民プール	○	○
3	豊橋市視聴覚教育センター (プラネタリウム)	◎	×
4	豊橋市自然史博物館	◎	×
5	豊橋市美術博物館	◎	×
6	豊橋市二川宿本陣資料館	◎	×
7	こども未来館（まち空間）	◎	×
8	アクアリーナ豊橋	◎	◎


備考

- 1 ◎印は団体割引又は2割引の料金とする。
- 2 ○印は無料とする。
- 3 アクアリーナ豊橋の体力増進については、トレーニングルーム、プールの利用に限る。

（表面）

<h2>豊橋市消防団員家族施設利用証</h2>	
所属分団名 _____	氏名 _____
本利用証は、上記消防団員の家族を証明するものです。	
家族氏名 _____	
	年 月 日発行
	任命権者 _____ 印
利用証の有効期限	
年 月 日 ~ 年 月 日	

（裏面）

【注意事項】	
1 本利用証は、豊橋市消防本部が実施する豊橋市消防団応援事業における公共施設使用料等減免及びほの国消防団応援事業所の利用時に家族であることを証明するため交付するものです。	
2 本利用証は、対象公共施設の入場及び消防団応援事業所の利用の際に提示してください。（公共施設は団員と同伴に限り利用可）	
3 本利用証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。	
4 本利用証を紛失した場合は、速やかに申し出てください。	
5 本利用証は、家族氏名欄へ記載の本人以外は使用できません。	
6 有効期限を過ぎた利用証は無効となります。	
※本利用証は全国消防団応援の店・あいち消防団 応援の店で利用可能です。	
豊橋市消防本部	

備考 大きさは、横8.5センチメートル、縦5.5センチメートルとする。